

(お知らせ)

令和 8 年 4 月 21 日  
防 衛 省

### 日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、F A C 5 1 2 7 鹿屋飛行場の一部の限定使用について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 5 1 2 7 鹿屋飛行場の一部の限定使用について
承認年月日	令和8年4月16日
施設・区域名称	F A C 5 1 2 7 鹿屋飛行場
合意対象所在地	鹿児島県鹿屋市
合意対象面積等	土地：約24,000 m <sup>2</sup>
	水域等：－
	建物：13棟、約49,000 m <sup>2</sup>
	工作物：洗機場等
	附帯施設：－

**【事案内容】**

本件は、日米共同訓練を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

- 土地：約24,000 m<sup>2</sup>
- 建物：13棟、約49,000 m<sup>2</sup>
- 工作物：洗機場、駐機場、誘導路、滑走路、ソノブイ機器の保管施設及び関連備品（一式）
- 使用期間：令和8年4月27日から同月28日までの間

